

お知らせ

令和8年4月1日から
生活衛生関係事務に係る手続の窓口が変わります

大竹市、廿日市市		広島県西部保健所
安芸高田市、北広島町、安芸太田町 府中町、海田町、熊野町、坂町		広島県西部保健所広島支所
江田島市		広島県西部保健所呉支所
竹原市、東広島市、大崎上島町		広島県西部東保健所
三原市、尾道市、世羅町		広島県東部保健所
府中市、神石高原町		広島県東部保健所福山支所
三次市、庄原市		広島県北部保健所

理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、
興行場法に係る手続の窓口が令和8年4月1日（水）より次のとおり
変わります。お間違えのないようにお願いします。

※クリーニング師試験、クリーニング師免許の受付窓口はこれまでどおり市町又は県庁食品生活衛生課です。